労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令
の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和７年 10 月 10 日
厚　生　労　働　省

今般制定された、労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令は、公益上、緊急に命令等を定める必要があるものであり、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第１号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）
（意見公募手続）
第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。
２・３　（略）
４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。
一　公益上、緊急に命令等を定める必要があるため、第一項の規定による手続（以下「意見公募手続」という。）を実施することが困難であるとき。
二～八　（略）

担当：厚生労働省　労働基準局労働保険徴収課

労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令の一部を改正する省令について(概要)

令 和 7 年 10 月
厚生労働省労働基準局
労 働 保 険 徴 収 課

１．改正の趣旨

○　労働保険事務組合に対する報奨金に関する省令（昭和 48 年労働省令第 23 号。以下「報奨金省令」という。）第２条第１項及び第２項において、労働保険事務組合が報奨金の交付を申請する期限（以下「報奨金の交付申請期限」という。）は、10 月 15 日であると規定されている。

○　令和６年能登半島地震の発生に伴い、富山県及び石川県における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を延長する件（令和６年厚生労働省告示第３号）により、石川県のうち輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び同郡能登町における法定納期限が延長されているところ、今般、石川県の一部の地域における社会保険料及び労働保険料等に関する納期限等を指定する件（令和７年厚生労働省告示第 240 号）により、延長後の法定納期限が令和７年 10 月 31 日までと定められたことを受け、報奨金の交付の要件に係る算定の基準となる日（原則として７月 10 日）について、当該法定納期限と同日とする予定である。

○　これを踏まえ、報奨金の交付申請期限についても延長するもの。

２．改正の概要

○　報奨金省令附則第２項を改正し、令和６年１月１日において石川県輪島市、珠洲市並びに鳳珠郡穴水町及び同郡能登町にその主たる事務所の所在地を有する労働保険事務組合について、令和７年度に交付する報奨金の交付申請期限を令和７年 12 月 26 日まで延長する。

３．根拠条文

○　労働保険事務組合に対する報奨金に関する政令（昭和 48 年政令第 195 号）第３条

４．施行期日等

○　公 布 日：令和７年 10 月 10 日

○　施行期日：公布日